

浄化槽使用の手引き

浄化槽を使う場合は
浄化槽法で次のことが義務付けられています。

1. 定期的な 保守点検

浄化槽の正常な働きを保つために、数ヶ月ごとにブローなどの運転状況、汚泥の溜まり具合、配管・ろ材の目詰まりなどのチェック、消毒剤の補充などを行います。点検は、保守点検業者に委託して行います。（裏面に燕市の保守点検業者名簿を記載してあります。）

2. 年 1 回以上の 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを引き抜き、槽内の洗浄・清掃を行います。浄化槽清掃業者に委託して行います。

3. 法定検査

法定検査は、使用開始後3～8ヶ月の間に1回だけ行う「(浄化槽法)7条検査」と、毎年1回行う「(浄化槽法)第11条検査」があります。

○7条検査とは

浄化槽が適正に設置され、正常に機能を発揮できているかどうかを確認します。受検の手続きは浄化槽を設置した工業者に委託することができます。

○11条検査とは

保守点検や清掃などの維持管理が適切に行われ、放流水の水質が、川、海などの水質保全上支障がないものであるかを確認するための検査です。受検の手続きは保守点検（清掃）業者に委託することができます。

○検査を行う機関

7条検査は、(一財)新潟県環境衛生研究所※が行います。

11条検査は、採水と現地調査を保守点検業者が行い、水質検査を(一財)新潟県環境衛生研究所が行います。

※(一財)新潟県環境衛生研究所は、新潟県が指定した検査機関です。

○浄化槽法に関する問い合わせ先

機 関 名	住 所	電話番号
燕市役所市民生活部生活環境課	燕市吉田西太田 1934 番地	0256-77-8167

○浄化槽保守点検業者

登録業者氏名又は名称	住 所	電話番号	備 考
(有)藤中興業	燕市吉田水道町 1 番 18 号	0256-93-2479	旧吉田町と旧分水町の区域
(株)吉田衛生	燕市吉田学校町 11 番 4 号	0256-93-2727	旧吉田町の区域
越後清掃	燕市吉田春日町 4 番 13 号	0256-93-4365	旧吉田町の区域
(有)双葉衛生社	燕市南 7 丁目 11 番 33 号	0256-62-5302	旧燕市の区域
ふじ環境保全(株)	燕市佐渡 336 番地	0256-62-2428	旧燕市の区域
(株)新蒲原総業	燕市杣木 3092 番地 2	0256-62-5537	旧燕市の区域

※特定の事業所等を保守点検する業者は、掲載を省略しています。

※新潟県 HP（新潟県の浄化槽保守点検業者名簿から検索）に掲載してあります。

○指定検査機関

検査機関名	住 所	電話番号
(一財)新潟県環境衛生研究所	燕市吉田東栄町 8 番 13 号	0256-93-1010

○法定検査料金

人 槽	5~10	11~20	21~50	51~200	201~500	501~2,000	2,001~
7 条検査	11,200 円	12,600 円	12,900 円	18,800 円	23,600 円	26,600 円	31,000 円
11 条検査	4,100 円	4,100 円	8,600 円	12,600 円	16,000 円	19,200 円	22,000 円

【こんなときは届出が必要です】

○浄化槽使用開始報告書・・・浄化槽の使用を開始したとき。

○浄化槽管理者変更報告書・・・家を他人に売ったり貸したり、また世帯主が死亡した場合など、浄化槽の管理者が変わったとき。

○浄化槽使用廃止届・・・下水道に接続したり、家を取り壊して浄化槽を廃止したとき。

届出は、いずれも下記問い合わせ先へ提出してください。

届出用紙は、保守点検をお願いしている業者または、下記にお問い合わせください。

※燕市ホームページ ⇒ 「燕市浄化槽届出書」から検索してください。

問い合わせ先 燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係 TEL0256-77-8167